

## 令和元年度第2回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和元年10月3日(木)  
午後1時30分～午後2時10分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 庁議室
- 3 招 集 日 令和元年9月26日
- 4 出席委員 中村 悦子、山本 茂、福田 芙美子、吉田 春美、  
笠原 裕司、高杉 幹、藍川 治助、石渡 烈人、  
志摩 誠、神田 英子
- 5 欠席委員 保田 国伸、中久木 典子、木川 稔
- 6 事務局 伊藤市民生活部長、今野市民生活部次長兼保険年金課長  
石戸保険年金課長補佐、高松国民健康保険係長、  
伊藤保険料収納係長
- 7 傍 聴 者 森 亮二
- 8 議事内容 会長及び会長代理の選出
- 9 配布資料  
(1) 流山市国民健康保険条例(抜粋)  
(2) 流山市国民健康保険規則(抜粋)  
(3) 国民健康保険必携
- 10 会議時間 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時10分

市長より委嘱状交付及びあいさつ後開会

## 1 1 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただいまから、令和元年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

事務局からお願いを申し上げます。会議録の作成のため、説明、質疑、答弁に当たっては、氏名を名乗ってから発言されるようお願いいたします。

それでは流山市国民健康保険規則第4条第1項の規定により、協議会に会長及び会長代理を置くことになっていますが、会長が選出されるまでの間、仮議長が職務を行うこととなっています。前例に従い仮議長を市民生活部長が務めたいと存じますが、いかがでしょうか。

—異議なしの声—

(事務局)

それでは、市民生活部長が仮議長を務めさせていただきます。

—市民生活部長仮議長席へ移動—

(仮議長)

それでは会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきたいと思います。只今の出席委員は10名です。流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは会長の選出を行いたいと思います。

流山市国民健康保険規則第4条第2項に「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうち、全委員の互選によって定める」と規定されております。選出の方法としましては、立候補による投票、指名、推薦等がありますが、委員の皆様から推薦していただく方法でよろしいでしょうか。

—異議なしの声—

(仮議長)

異議なしという声です。ご異議なしと認めさせていただきます。それでは、委員の皆様から、会長及び会長代理につきまして、ご推薦をお願いいたします。

(委員)

公益代表として、商工会議所役員であります志摩委員に会長をお願いしたいと思います。

また、会長代理には、社会福祉協議会の役員であります石渡委員をお願いしたいと思います。

(仮議長)

それでは推薦をいただきましたので、お諮りいたします。只今推薦をいただきまして、会長には志摩 誠さん、会長代理には石渡 烈人さんを選出することに、ご異議ございませんか。

—異議なしの声—

(仮議長)

異議なしの声でございます。異議なしと認めさせていただきます。よって会長には、志摩 誠さん、会長代理には、石渡 烈人さんを選出することで決定しました。流山市国民健康保険規則第6条に、「協議会の議長は会長とする。」と規定されております。議長とここで交代して参りたいと思います。議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

—議長交代—

(会長)

ただいま、当協議会の推薦を受けまして会長を引き受けることとなり

ました志摩です。前回に引き続き会長となりましたが、まだまだ不慣れなところが沢山ございます。皆様の御協力を賜りながら円滑に進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

会長代理をご紹介します。ひと言お願いします。

(会長代理)

会長代理ということで、推薦をいただきました石渡と申します。社会福祉協議会の前会長が同じ歳なんですけど、お母さんの介護ということでご退任されたので私が変わって会長を仰せつかって、不慣れなため至らない点が多々あるかもしれませんが、この度ご縁がありまして流山市国民健康保険運営協議会の委員になりました。どうぞよろしくお願い致します。

(事務局)

ここからの進行は、会長にお願いいたします。

(議長)

それでは、新しい委員もいることですから、現在の国民健康保険制度について、事務局から簡単に説明をお願いします。

(事務局)

国民健康保険は、日本の社会保障制度の一端である国民皆保険制度を支える基盤であり、会社などの健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除く全ての人加入する医療保険制度です。

国民健康保険に加入している間は、国民健康保険料を納める必要があります。保険料には、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分があり、これらを合わせて納付していただきます。介護保険分は40歳から納付していただく制度ですが、国民健康保険料で徴収する期間は、40歳から65歳未満の方が対象となり、65歳以降は原則年金からの天引きに変わります。

皆さんが納めた保険料は、給付に必要な大切な財源となるものです。

国民健康保険で受けられる給付には、病院にかかった時や、入院して

医療費が高額になった時に、自己負担限度額を超えた場合に高額療養費があります。流山市の場合は、高額療養費に該当した方へは、郵送で申請案内をしています。

ここからは、平成30年度末の流山市の概要についてご説明致します。

平成30年度末における国民健康保険加入状況について申し上げますと、加入世帯数は市の世帯数の28.0%にあたる22,441世帯で、前年度と比較して512世帯の減となりました。

被保険者数は人口の18.1%に当たります34,666人で、前年度との比較では1,473人の減となっています。

被保険者構成割合は、一般被保険者が、34,624人、退職被保険者が、42人となっています。

被保険者のうち介護保険第2号被保険者は、10,168人で、前年度と比較すると、389人の減となっており、また、前期高齢者は16,202人で前年度と比較すると748人の減となっております。

被保険者数などの減少の要因としては、少子高齢化の影響が大きく、被保険者の年齢構成では高齢者の占める割合の増加とともに後期高齢者医療制度への移行が増えていること。また、短期労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴う社会保険への加入等が主なものです。

次に、平成30年度の保険料の賦課についてですが、保険料率は、据え置きとしています。

次に平成30年度に実施した主な事業について申し上げますと、被保険者資格の取得・喪失に係る適用・適正化対策の推進、また、医療費適正化対策の推進の観点からジェネリック医薬品の使用促進を目的とした被保険者に対する通知や柔道整復に通院する被保険者へのアンケート調査といった事業を引き続き実施したところです。

保健事業としては、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防を目的として、主要な事業として特定健康診査、人間ドック・脳ドック

助成を実施しています。

保険料の収納率については、平成30年度から市税等納付コールセンターを設置し、滞納繰越分の減少を図るとともに、口座振替の原則を規則に定めるなど納付環境を整備しながら、また、滞納処分の徹底により、現年度の収納率は93.12%で、前年度比0.42%増となりました。現年度分と滞納繰越分を合計した収納率は85.84%と前年度比1.32%増となり、職員の高い使命感と努力により8年連続で増加となったところで、県内でも上位に位置しています。

最後に決算額の概要について申し上げますと、歳入総額は、153億2,200万6,026円で歳出総額は、150億9,759万2,582円となり、実質収支額は、2億2,441万3,444円となったところです。

平成30年度から県が財政主体となる広域化が始まりましたが、平成30年度には大きな混乱はありませんでした。流山市の国保財政の課題といたしまして、千葉県では「千葉県国民健康保険運営方針」を定めており、その中には決算時における赤字補填を目的とした一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係が不明瞭になること、被保険者以外の住民に負担を求めることになることから、解消・削減が示されています。そのことを踏まえて、流山市は、令和元年度予算において収支の均衡を図るため一般会計から法定外の繰入金を充てていることから、国保財政の健全化を図ることを念頭に運営に努めて行かなければならないと考えているところです。

それでは3年間、このような状況下でいろいろな重要案件を審議していただくようになります。どうかよろしく願いいたします。

(議長)

それでは、只今の事務局からの説明で、何か質問などありますか。

(委員)

初めてなので、聞いただけではわからないので、今の文書のコピーを

いただけると嬉しいなと思うのですが、駄目でしょうか。

(事務局)

議事録というのがございまして、会議を録音していますので、後ほど議事録をお渡しします。

(委員)

後で貰えるということで、今は、無いと、議事録を待つということですね。

(議長)

会議の途中ですが、傍聴人として1名の方が傍聴しておられます。ご報告申し上げます。引き続きよろしくお願いします。

それでは、今の事務局の説明で委員は、それでよろしいですか。

(委員)

出来たら資料として最初に欲しかったなど、後でいただくんじゃないかと、でないと考えられないので、すみません。

(議長)

ということで事務局よろしいでしょうか。

その他として何かございますでしょうか。よろしいですか。質問は無いようなので、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

運営協議会では、市長からの諮問など国保事業における重要事項の協議を行っていただくこととなりますが、現在のところ協議いただく案件などの予定はありませんので、次回の運営協議会は、新年度事業計画(案)及び予算(案)について協議していただく予定です。

会議の時期については、令和2年1月21日以降の開催を予定していますが、1か月半ほど前に事前連絡の上、正式に通知させていただきたいと思います。

引き続き連絡事項になりますが、本日も出席いただきました委員の

皆様の報酬については、後日、ご指定の預金口座へ振り込みをさせていただきます。事務局からは以上になります。

(議長)

本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは以上をもちまして、令和元年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。